

改正	平成17年3月29日病院事業庁管理規程第5号	平成17年9月30日病院事業庁管理規程第21号
	平成18年2月10日病院事業庁管理規程第1号	平成18年3月31日病院事業庁管理規程第4号
	平成19年3月30日病院事業庁管理規程第1号	平成20年3月28日病院事業庁管理規程第3号
	平成21年3月31日病院事業庁管理規程第4号	平成22年3月30日病院事業庁管理規程第1号
	平成22年9月28日病院事業庁管理規程第9号	平成23年3月31日病院事業庁管理規程第1号
	平成24年3月30日病院事業庁管理規程第4号	平成25年3月29日病院事業庁管理規程第1号
	平成25年6月28日病院事業庁管理規程第10号	平成26年3月28日病院事業庁管理規程第2号
	平成26年6月27日病院事業庁管理規程第19号	平成27年3月31日病院事業庁管理規程第2号
	平成28年2月19日病院事業庁管理規程第1号	平成28年3月29日病院事業庁管理規程第16号
	平成29年3月31日病院事業庁管理規程第3号	平成30年3月30日病院事業庁管理規程第6号
	平成31年3月29日病院事業庁管理規程第5号	令和2年3月31日病院事業庁管理規程第1号

愛知県病院事業庁組織規程を次のように定める。

愛知県病院事業庁組織規程

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 本庁（第4条）
- 第3章 県立病院（第5条—第7条）
- 第4章 職制（第8条—第11条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、病院事業庁の組織について必要な事項を定めるものとする。

（機関の種別）

第2条 病院事業庁の機関を分けて、本庁及び県立病院（愛知県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年愛知県条例第36号）第3条の2第1項に規定する病院事業の用に供する施設をいう。以下同じ。）とする。

（臨時又は特別な事務の処理）

第3条 病院事業庁長（以下「事業庁長」という。）は、臨時又は特別な事務については、次章及び第3章において定めるもののほか必要な組織を設置し、又は次章及び第3章において当該事務を所掌すべきものと定められた組織以外の組織若しくは職員を指定して処理させることができる。

第2章 本庁

（課の設置及び分掌事務）

第4条 本庁に次の課を置く。

- 管理課
- 経営課

2 管理課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 公印の管守に関する事。
- (2) 文書の收受、発送、編さん及び保存に関する事。
- (3) 病院事業庁管理規程、訓令、訓及び告示に関する事。
- (4) 広報及び広聴に関する事。
- (5) 情報公開及び個人情報保護に関する事。
- (6) 医療の安全管理、医療事故及び医療訴訟に関する事。
- (7) 患者サービスの向上に関する事。
- (8) 職員の任免、給与、勤務時間その他の勤務条件、表彰、懲戒、研修及びその他の身分取扱いに関する事。
- (9) 職員の安全及び衛生の管理並びに福利厚生に関する事。
- (10) 職員定数、組織及び職務権限に関する事。
- (11) 医療従事者の確保に関する事。
- (12) 事務事業の企画、調整及び進行管理に関する事。
- (13) その他経営課の主管に属しない事務に関する事。

3 経営課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 予算の原案及び説明書に関する事。
- (2) 予算の配当及び配分に関する事。
- (3) 資金の計画、調達及び運用に関する事。
- (4) 決算の調製に関する事。
- (5) 出納その他の会計事務に関する事。
- (6) 業務状況の報告に関する事。
- (7) 計理状況の報告に関する事。
- (8) 例月出納検査に関する事。
- (9) 固定資産の取得、管理及び処分に関する事。
- (10) 物品の管理及び処分に関する事。
- (11) 経営の方針及び改善に関する事。
- (12) 診療報酬に関する事。
- (13) 包括医療に関する事。
- (14) 情報化の推進に関する事。
- (15) その他経営に係る調査、分析及び研究に関する事。

第3章 県立病院

(がんセンター)

第5条 愛知県がんセンター（以下「がんセンター」という。）に運用部を置く。

2 運用部、病院及び研究所の分掌事務は、次のとおりとする。

運用部

- (1) 経営の方針及び改善に関する企画、立案及び調整に関する事。
- (2) 職員の人事及び福利厚生に関する事。
- (3) 予算、会計及びその他庶務に関する事。
- (4) 経営分析及び経営改善の推進に係る総合調整に関する事。
- (5) 病院及び研究所におけるがんその他の悪性新生物（以下「悪性新生物」という。）に関する技術者及び研究者の研修に関する事。
- (6) 国際医学交流センター、図書室その他事業庁長の指定する施設又は設備の利用に関する事。
- (7) 悪性新生物に関する調査研究、診断及び治療についての企画及び実施の連絡調整に関する事。
- (8) 悪性新生物に関する知識の普及に関する事。
- (9) 患者の入退院に関する事。
- (10) がんセンターの各施設の連絡、調整及び総括に関する事。
- (11) その他病院及び研究所の主管に属しない事。

病院

悪性新生物に関する予防、診断、治療、臨床研究及び技術者の研修に関すること。

研究所

悪性新生物に関する予防、診断及び治療についての調査及び研究開発に関すること。

- 3 運用部、病院及び研究所に次の表の中欄に掲げる部等を置き、病院の各部（手術部及び看護部を除く。）、個別化医療センター及び地域医療連携・相談支援センター並びに研究所の各分野に同表の右欄に掲げる科、室及びユニットを置く。

運用部	経営戦略課 管理課	
病院	消化器内科部	消化器内科診療科
	内視鏡部	内視鏡診療科
	呼吸器内科部	呼吸器内科診療科
	血液・細胞療法部	血液診療科 細胞療法科
	薬物療法部	薬物療法科
	臨床検査部	臨床検査科 臨床検査室
	遺伝子病理診断部	遺伝子診断科 病理診断科
	輸血部	輸血管理科
	頭頸（けい）部外科部	頭頸（けい）部外科診療科 歯科診療科
	形成外科部	形成外科診療科
	呼吸器外科部	呼吸器外科診療科
	乳腺科部	乳腺診療科
	消化器外科部	食道外科診療科 胃外科診療科 大腸外科診療科 肝胆膵（すい）外科診療科
	整形外科部	整形外科診療科
	リハビリテーション部	リハビリテーション科診療科
	泌尿器科部	泌尿器科診療科
	婦人科部	婦人科診療科
	脳神経外科部	脳神経外科診療科
	麻酔科部	麻酔科
	集中治療部	集中治療科
	放射線診断・I V R部	放射線診断科 I V R科 放射線技術室
	放射線治療部	放射線治療科 放射線技術室 放射線治療品質管理室
	外来部	皮膚科診療科 眼科診療科
	手術部	
	循環器科部	循環器科診療科
	緩和ケア部	緩和ケア科
精神腫瘍科部	精神腫瘍診療科	

	看護部	
	薬剤部	薬務科 調剤科
	臨床薬剤部	指導科
	栄養管理部	栄養管理科
	医療安全管理部	医療安全管理室 感染対策室 医療機器管理室
	臨床試験部	試験支援室 介入研究支援室 観察研究支援室
	医療情報管理部	医療情報管理室
	外来化学療法センター	
	サルコーマセンター	
	リスク評価センター	
	がんゲノム医療センター	
	個別化医療センター	個別化医療室
	地域医療連携・相談支援センター	地域医療連携・相談支援室
	緩和ケアセンター	
研究所	がん情報・対策研究分野	記述疫学ユニット
	がん予防研究分野	分子疫学ユニット
	分子遺伝学分野	リスク評価ユニット
	がん病態生理学分野	分子病態ユニット
	分子腫瘍学分野	分子病因ユニット
	システム解析学分野	情報解析ユニット
	腫瘍制御学分野	腫瘍進展制御ユニット
	腫瘍免疫応答研究分野	免疫モニタリングユニット
	腫瘍免疫制御トランスレーショナルリサーチ分野	がん免疫医療ユニット
	分子診断トランスレーショナルリサーチ分野	バイオマーカーユニット
	がん標的治療トランスレーショナルリサーチ分野	治療抵抗性ユニット
	個別化医療トランスレーショナルリサーチ分野	治療最適化ユニット
	共通機器室	
	バイオバンク部門	

- 4 病院の臨床検査部の臨床検査室に生理・化学検査科及び遺伝子病理検査科を、病院の放射線診断・I V R部の放射線技術室に放射線技術科を、病院の放射線治療部の放射線技術室に放射線技術科を置く。
- 5 運用部の経営戦略課の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 経営の方針及び改善に関する企画、立案及び調整に関すること。
 - (2) 経営分析及び経営改善の推進に係る総合調整に関すること。
 - (3) 悪性新生物に関する調査研究、診断及び治療についての企画及び実施の連絡調整に関すること。
 - (4) 悪性新生物に関する知識の普及に関すること。
 - (5) 都道府県がん診療連携拠点病院の事業運営に関すること。
 - (6) 外来患者の受付に関すること。

- (7) 患者の入退院に関すること。
 - (8) 診療報酬に関すること。
 - (9) 死体の保管及び解剖手続に関すること。
 - (10) その他外来患者及び入院患者に関すること。
- 6 運用部の管理課の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 文書及び公印の管守に関すること。
 - (2) 職員の人事、福利厚生その他庶務に関すること。
 - (3) 建物、附属設備及び物品の保安全管理に関すること。
 - (4) 悪性新生物に関する技術者及び研究者の研修に関すること。
 - (5) 国際医学交流センター、図書室その他事業庁長の指定する施設又は設備の利用に関すること。
 - (6) 悪性新生物に関する図書、記録その他の資料及び情報の収集に関すること。
 - (7) がんセンターの各施設の連絡、調整及び総括に関すること。
 - (8) その他病院及び研究所並びに経営戦略課の主管に属しないこと。
 - (9) 予算及び会計に関すること。
- 7 病院の各部、外来化学療法センター、サルコーマセンター、リスク評価センター、がんゲノム医療センター、個別化医療センター、地域医療連携・相談支援センター及び緩和ケアセンターの分掌事務は、次のとおりとする。
- 消化器内科部
消化器の内科診療に関すること。
- 内視鏡部
内視鏡による診療に関すること。
- 呼吸器内科部
呼吸器の内科診療に関すること。
- 血液・細胞療法部
(1) 血液疾患の診療に関すること。
(2) 細胞療法に関すること。
- 薬物療法部
薬物療法に関すること。
- 臨床検査部
臨床医学的検査に関すること。
- 遺伝子病理診断部
(1) 遺伝子の診断に関すること。
(2) 臨床病理検査による診断に関すること。
- 輸血部
(1) 輸血用血液の確保及び検査に関すること。
(2) 輸血部の保管に属する輸血用血液の出納に関すること。
- 頭頸（けい）部外科部
(1) 頭頸（けい）部の外科診療に関すること。
(2) 歯科診療に関すること。
- 形成外科部
形成外科診療に関すること。
- 呼吸器外科部
呼吸器の外科診療に関すること。
- 乳腺科部
乳腺疾患の診療に関すること。
- 消化器外科部
(1) 食道の外科診療に関すること。
(2) 胃の外科診療に関すること。
(3) 腸の外科診療に関すること。
(4) 肝臓、胆嚢（のう）及び膵（すい）臓の外科診療に関すること。

整形外科部

整形外科診療に関すること。

リハビリテーション部

リハビリテーション科診療に関すること。

泌尿器科部

泌尿器疾患の診療に関すること。

婦人科部

婦人科診療に関すること。

脳神経外科部

脳神経外科診療に関すること。

麻酔科部

- (1) 患者の麻酔及び術後管理に関すること。
- (2) 回復室の管理運営に関すること。

集中治療部

患者の集中治療に関すること。

放射線診断・I V R部

- (1) 放射線による診断に関すること。
- (2) 放射線診断技術を用いた特殊検査及び治療に関すること。

放射線治療部

放射線による治療に関すること。

外来部

- (1) 外来患者の診療に関すること。
- (2) 皮膚科診療に関すること。
- (3) 眼科診療に関すること。

手術部

- (1) 手術の総合調整に関すること。
- (2) 手術室の管理運営に関すること。

循環器科部

循環器科診療に関すること。

緩和ケア部

緩和ケアの診療に関すること。

精神腫瘍科部

精神腫瘍の診療に関すること。

看護部

患者の看護に関すること。

薬剤部

- (1) 調剤及び製剤に関すること。
- (2) 薬剤部の保管に属する医薬品及び衛生材料の出納に関すること。
- (3) 薬学的情報の管理及び提供に関すること。
- (4) 薬学的検査及び研究に関すること。
- (5) 薬剤部及び臨床薬剤部全般に関連する事務の調整に関すること。

臨床薬剤部

- (1) 病棟薬剤業務に関すること。
- (2) 薬学的管理指導に関すること。

栄養管理部

入院患者の給食及び給食材料の出納並びに栄養食事指導に関すること。

医療安全管理部

- (1) 医療安全管理及び医療事故に関すること。
- (2) 院内感染に関すること。
- (3) 医療機器の保守及び管理に関すること。

臨床試験部

- (1) 臨床試験の支援に関すること。
- (2) 臨床試験に係る委員会の運営に関すること。
- (3) 臨床試験の企画及び調整に関すること。

医療情報管理部

- (1) 医療情報処理に関すること。
- (2) 診療記録の整理保存に関すること。
- (3) 病歴その他患者記録に関すること。
- (4) 悪性新生物の統計に関すること。
- (5) 退院患者等の健康調査に関すること。

外来化学療法センター

外来患者への化学療法の提供に関すること。

サルコーマセンター

肉腫の診断及び集学的治療に関すること。

リスク評価センター

悪性新生物のリスク評価及び予防に関すること。

がんゲノム医療センター

がん遺伝子パネル検査及びこれを用いたがんゲノム医療の提供に関すること。

個別化医療センター

個別化医療の実施のための遺伝子検査及び診断に関すること。

地域医療連携・相談支援センター

- (1) 医療社会事業に関すること。
- (2) 患者の療養上の相談に関すること。
- (3) 退院調整に関すること。
- (4) 医療連携に関すること。

緩和ケアセンター

- (1) 緩和ケアチームの運営に関すること。
- (2) 緩和ケア外来の運営に関すること。
- (3) 緩和ケアを必要とする患者の緊急入院に関すること。
- (4) 緩和ケアについての医療連携に関すること。

8 消化器内科部の消化器内科診療科においては、消化器の内科診療に関する事務をつかさどる。

9 内視鏡部の内視鏡診療科においては、内視鏡による診療に関する事務をつかさどる。

10 呼吸器内科部の呼吸器内科診療科においては、呼吸器の内科診療に関する事務をつかさどる。

11 血液・細胞療法部の各科の分掌事務は、次のとおりとする。

血液診療科

血液疾患の診療に関すること。

細胞療法科

細胞療法に関すること。

12 薬物療法部の薬物療法科においては、薬物療法に関する事務をつかさどる。

13 臨床検査部の臨床検査科及び臨床検査室においては、臨床医学的検査に関する事務をつかさどる。

14 遺伝子病理診断部の各科の分掌事務は、次のとおりとする。

遺伝子診断科

遺伝子の診断に関すること。

病理診断科

臨床病理検査による診断に関すること。

15 輸血部の輸血管理科においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 輸血用血液の確保及び検査に関すること。
- (2) 輸血部の保管に属する輸血用血液の出納に関すること。

16 頭頸（けい）部外科部の各科の分掌事務は、次のとおりとする。

頭頸（けい）部外科診療科

頭頸（けい）部の外科診療に關すること。

齒科診療科

齒科診療に關すること。

17 形成外科部の形成外科診療科においては、形成外科診療に關する事務をつかさどる。

18 呼吸器外科部の呼吸器外科診療科においては、呼吸器の外科診療に關する事務をつかさどる。

19 乳腺科部の乳腺診療科においては、乳腺疾患の診療に關する事務をつかさどる。

20 消化器外科部の各科の分掌事務は、次のとおりとする。

食道外科診療科

食道の外科診療に關すること。

胃外科診療科

胃の外科診療に關すること。

大腸外科診療科

腸の外科診療に關すること。

肝胆膵（すい）外科診療科

肝臓、胆嚢（のう）及び膵（すい）臓の外科診療に關すること。

21 整形外科部の整形外科診療科においては、整形外科診療に關する事務をつかさどる。

22 リハビリテーション部のリハビリテーション科診療科においては、リハビリテーション科診療に關する事務をつかさどる。

23 泌尿器科部の泌尿器科診療科においては、泌尿器疾患の診療に關する事務をつかさどる。

24 婦人科部の婦人科診療科においては、婦人科診療に關する事務をつかさどる。

25 脳神経外科部の脳神経外科診療科においては、脳神経外科診療に關する事務をつかさどる。

26 麻酔科部の麻酔科においては、次の事務をつかさどる。

（1）患者の麻酔及び術後管理に關すること。

（2）回復室の管理運営に關すること。

27 集中治療部の集中治療科においては、患者の集中治療に關する事務をつかさどる。

28 放射線診断・I V R部の各科及び放射線技術室の分掌事務は、次のとおりとする。

放射線診断科

放射線による診断に關すること。

I V R科

放射線診断技術を用いた特殊検査及び治療に關すること。

放射線技術室

放射線による撮影検査に關すること。

29 放射線治療部の放射線治療科及び各室の分掌事務は、次のとおりとする。

放射線治療科

放射線による治療に關すること。

放射線技術室

放射線による治療のための照射に關すること。

放射線治療品質管理室

放射線による治療の精度及び安全の管理に關すること。

30 外来部の各科の分掌事務は、次のとおりとする。

皮膚科診療科

（1）外来患者の診療に關すること。

（2）皮膚科診療に關すること。

眼科診療科

（1）外来患者の診療に關すること。

（2）眼科診療に關すること。

31 循環器科部の循環器科診療科においては、循環器科診療に關する事務をつかさどる。

32 緩和ケア部の緩和ケア科においては、緩和ケアの診療に關する事務をつかさどる。

33 精神腫瘍科部の精神腫瘍診療科においては、精神腫瘍の診療に關する事務をつかさどる。

34 薬剤部の各科の分掌事務は、次のとおりとする。

薬務科

- (1) 製剤に関すること。
- (2) 薬剤部の保管に属する医薬品及び衛生材料の出納に関すること。
- (3) 薬学的検査及び研究に関すること。

調剤科

- (1) 調剤に関すること。
 - (2) 薬学的情報の管理及び提供に関すること。
- 35 臨床薬剤部の指導科においては、次の事務をつかさどる。
- (1) 病棟薬剤業務に関すること。
 - (2) 薬学的管理指導に関すること。
- 36 栄養管理部の栄養管理科においては、入院患者の給食及び給食材料の出納並びに栄養食事指導に関する事務をつかさどる。
- 37 医療安全管理部の各室の分掌事務は、次のとおりとする。

医療安全管理室

- (1) 医療安全管理に関すること。
- (2) 医療事故への対応並びに再発防止策の策定及び周知に関すること。
- (3) 医療安全に関する職員の教育及び研修に関すること。
- (4) 医療安全管理体制の整備に関すること。
- (5) 医療安全管理指針の策定及び見直しに関すること。

感染対策室

院内感染の実態調査及び分析並びに感染拡大防止対策の策定に関すること。

医療機器管理室

医療機器の保守及び管理に関すること。

- 38 臨床試験部の各室の分掌事務は、次のとおりとする。

試験支援室

- (1) 臨床試験に係る委員会（受託研究審査委員会を除く。）の運営に関すること。
- (2) 臨床試験に係る情報管理に関すること。
- (3) 臨床試験の実施に関する契約に関すること。

介入研究支援室

- (1) 医薬品承認申請のための臨床試験の支援に関すること。
- (2) 受託研究審査委員会の運営に関すること。
- (3) 治験の企画及び調整に関すること。
- (4) 医師主導治験の支援に関すること。
- (5) 研究者主導臨床試験の支援に関すること。

観察研究支援室

観察研究の支援に関すること。

- 39 医療情報管理部の医療情報管理室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 医療情報処理に関すること。
- (2) 診療記録の整理保存に関すること。
- (3) 病歴その他患者記録に関すること。
- (4) 悪性新生物の統計に関すること。
- (5) 退院患者等の健康調査に関すること。

- 40 個別化医療センターの個別化医療室においては、個別化医療の実施のための遺伝子検査及び診断に関する事務をつかさどる。

- 41 地域医療連携・相談支援センターの地域医療連携・相談支援室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 医療社会事業に関すること。
- (2) 患者の療養上の相談に関すること。
- (3) 退院調整に関すること。
- (4) 医療連携に関すること。

- 42 臨床検査部の臨床検査室の各科の分掌事務は、次のとおりとする。
 生理・化学検査科
 臨床工学的医学検査の実施に関すること。
 遺伝子病理検査科
 臨床細胞学的医学検査の実施に関すること。
- 43 放射線診断・I V R部の放射線技術室の放射線技術科においては、放射線による撮影検査に関する事務をつかさどる。
- 44 放射線治療部の放射線技術室の放射線技術科においては、放射線による治療のための照射に関する事務をつかさどる。
- 45 研究所の各分野、共通機器室及びバイオバンク部門の分掌事務は、次のとおりとする。
 がん情報・対策研究分野
 悪性新生物に関する記述疫学的研究及び対策研究に関すること。
 がん予防研究分野
 悪性新生物に関する分子疫学的研究及び予防研究に関すること。
 分子遺伝学分野
 悪性新生物に関する分子遺伝学的研究に関すること。
 がん病態生理学分野
 悪性新生物に関する分子病態の研究に関すること。
 分子腫瘍学分野
 悪性新生物に関する分子病因及び分子標的の研究に関すること。
 システム解析学分野
 悪性新生物に関するシステム異常の情報解析研究に関すること。
 腫瘍制御学分野
 悪性新生物に関する増殖及び細胞死の制御の研究に関すること。
 腫瘍免疫応答研究分野
 悪性新生物に関する免疫応答の分子機構研究に関すること。
 腫瘍免疫制御トランスレーショナルリサーチ分野
 悪性新生物に関する免疫医療の研究に関すること。
 分子診断トランスレーショナルリサーチ分野
 悪性新生物に関する分子診断法の研究に関すること。
 がん標的治療トランスレーショナルリサーチ分野
 悪性新生物に関する分子標的治療の研究に関すること。
 個別化医療トランスレーショナルリサーチ分野
 悪性新生物に関する治療における個別最適化の研究に関すること。
 共通機器室
 (1) 悪性新生物に関する臨床研究の支援に関すること。
 (2) 実験動物施設その他所長が特に認める研究施設の利用に関すること。
 (3) 特殊実験装置の保守調整及びその試料の検査並びに実験動物に関すること。
 バイオバンク部門
 悪性新生物に関する試料の収集、保存及び払出しによる研究支援に関すること。
- 46 がん情報・対策研究分野の記述疫学ユニットにおいては、悪性新生物に関する記述疫学的研究及び対策研究に関する事務をつかさどる。
- 47 がん予防研究分野の分子疫学ユニットにおいては、悪性新生物に関する分子疫学的研究及び予防研究に関する事務をつかさどる。
- 48 分子遺伝学分野のリスク評価ユニットにおいては、悪性新生物に関する分子遺伝学的研究に関する事務をつかさどる。
- 49 がん病態生理学分野の分子病態ユニットにおいては、悪性新生物に関する分子病態の研究に関する事務をつかさどる。
- 50 分子腫瘍学分野の分子病因ユニットにおいては、悪性新生物に関する分子病因及び分子標的の研究に関する事務をつかさどる。

- 51 システム解析学分野の情報解析ユニットにおいては、悪性新生物に関するシステム異常の情報解析研究に関する事務をつかさどる。
- 52 腫瘍制御学分野の腫瘍進展制御ユニットにおいては、悪性新生物に関する増殖及び細胞死の制御の研究に関する事務をつかさどる。
- 53 腫瘍免疫応答研究分野の免疫モニタリングユニットにおいては、悪性新生物に関する免疫応答の分子機構研究に関する事務をつかさどる。
- 54 腫瘍免疫制御トランスレーショナルリサーチ分野のがん免疫医療ユニットにおいては、悪性新生物に関する免疫医療の研究に関する事務をつかさどる。
- 55 分子診断トランスレーショナルリサーチ分野のバイオマーカーユニットにおいては、悪性新生物に関する分子診断法の研究に関する事務をつかさどる。
- 56 がん標的治療トランスレーショナルリサーチ分野の治療抵抗性ユニットにおいては、悪性新生物に関する分子標的治療の研究に関する事務をつかさどる。
- 57 個別化医療トランスレーショナルリサーチ分野の治療最適化ユニットにおいては、悪性新生物に関する治療における個別最適化の研究に関する事務をつかさどる。

(精神医療センター)

第6条 愛知県精神医療センター（以下「精神医療センター」という。）に次の表の左欄に掲げる部を置き、各部（事務部及び看護部を除く。）に同表の右欄に掲げる科を置く。

事務部	
病棟診療部	第一診療科 第二診療科 第三診療科 第四診療科
社会復帰部	生活療法科 デイ・ケア科 地域支援科
外来診療部	外来診療科
総合医療部	臨床心理科 研究検査科 医療社会事業科
看護部	
薬剤部	薬剤科

2 前項の各部の分掌事務は、次のとおりとする。

事務部

- (1) 文書及び公印の管守に関すること。
- (2) 職員の人事及び福利厚生に関すること。
- (3) 予算、会計及びその他庶務に関すること。
- (4) 建物、附属設備及び物品の保全管理に関すること。
- (5) 経営分析及び経営改善の推進に係る総合調整に関すること。
- (6) 精神障害者の医療に関する技術者の研修に関すること。
- (7) 電子計算機による医療情報処理に関すること。
- (8) 外来患者の受付に関すること。
- (9) 患者の入退院に関すること。
- (10) 診療報酬に関すること。
- (11) 診療記録の整理保存に関すること。
- (12) その他他の部の主管に属しないこと。

病棟診療部

精神神経科の患者の診療及び医療向上のための研究に関すること。

社会復帰部

精神神経科の患者の社会復帰のための療法及び医療向上のための研究に関すること。

外来診療部

精神神経科及び内科の外来患者の診療及び医療向上のための研究に関すること。

総合医療部

- (1) 細菌、病理化学その他医学的検査及び研究に関すること。
- (2) エックス線撮影検査に関すること。
- (3) 医療社会事業に関すること。

看護部

患者の看護に関すること。

薬剤部

- (1) 調剤及び製剤に関すること。
 - (2) 薬剤部の保管に属する医薬品及び衛生材料の出納に関すること。
 - (3) 薬学的情報の管理及び提供に関すること。
 - (4) 薬学的検査及び研究に関すること。
- 3 病棟診療部の第一診療科、第二診療科、第三診療科及び第四診療科においては、精神神経科の患者の診療及び医療向上のための研究に関する事務をつかさどる。
- 4 社会復帰部の各科の分掌事務は、次のとおりとする。

生活療法科

精神神経科の入院患者の生活療法及び医療向上のための研究に関すること。

デイ・ケア科

精神神経科の患者のデイ・ケア及び医療向上のための研究に関すること。

地域支援科

包括的地域支援の実施及び医療向上のための研究に関すること。

- 5 外来診療部の外来診療科においては、外来患者の診療及び医療向上のための研究に関する事務をつかさどる。
- 6 総合医療部の各科の分掌事務は、次のとおりとする。

臨床心理科

精神神経科の患者の心理検査及び医療向上のための研究に関すること。

研究検査科

- (1) 細菌、病理化学その他医学的検査及び研究に関すること。
- (2) エックス線撮影検査に関すること。

医療社会事業科

医療社会事業に関すること。

- 7 薬剤部の薬剤科においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 調剤及び製剤に関すること。
- (2) 薬剤部の保管に属する医薬品及び衛生材料の出納に関すること。
- (3) 薬学的情報の管理及び提供に関すること。
- (4) 薬学的検査及び研究に関すること。

(あいち小児保健医療総合センター)

第7条 あいち小児保健医療総合センターに次の表の左欄に掲げる部等を置き、各部(看護部を除く。)、免疫・アレルギーセンター、小児心臓病センター及び保健センターに次の表の右欄に掲げる課、室及び科を置く。

事務部	管理課 事業課
総合診療科部	総合診療科 救急科
集中治療科部	集中治療科
手術・麻酔科部	麻酔科

免疫・アレルギーセンター	アレルギー科診療科 感染症科診療科 予防診療科診療科
内科部	腎臓科診療科 内分泌代謝科診療科 神経内科診療科
外科部	小児外科診療科 整形外科診療科 形成外科診療科 泌尿器科診療科
脳神経外科部	脳神経外科診療科
小児心臓病センター	循環器科診療科 心臓外科診療科
産科部	産科診療科
新生児科部	新生児科診療科
耳鼻いんこう科部	耳鼻いんこう科診療科
眼科部	眼科診療科
歯科口腔（くう）外科部	歯科口腔（くう）外科診療科
放射線科部	放射線科診断科
中央検査部	放射線検査室 臨床検査室 臨床工学室
看護部	
薬剤部	薬剤科
診療支援部	心療科 診療支援室 こども家族医療支援室
臨床研究室	
医療安全管理室	
保健センター	保健室

2 中央検査部の放射線検査室に放射線検査科を、臨床検査室に臨床検査科を、診療支援部の診療支援室に言語聴覚科、視能訓練科及びリハビリテーション科を置く。

3 第1項の各部、免疫・アレルギーセンター、小児心臓病センター、臨床研究室、医療安全管理室及び保健センターの分掌事務は、次のとおりとする。

事務部

- (1) 文書及び公印の管守に関すること。
- (2) 職員の人事及び福利厚生に関すること。
- (3) 予算、会計及びその他庶務に関すること。
- (4) 建物、附属設備及び物品の保全管理に関すること。
- (5) 経営分析及び経営改善の推進に係る総合調整に関すること。
- (6) 小児疾患に関する技術者の研修に関すること。
- (7) 電子計算機による総合的な医療情報処理に関すること。
- (8) 外来患者の受付に関すること。
- (9) 患者の入退院に関すること。
- (10) 診療報酬に関すること。
- (11) 診療記録の整理保存に関すること。
- (12) 入院患者の給食に関すること。
- (13) その他他の部、免疫・アレルギーセンター、小児心臓病センター、臨床研究室、医療安全管理室及び保健センターの主管に属しないこと。

総合診療科部

- (1) 小児疾患の総合的な診断、治療及び臨床研究に関すること。
- (2) 小児の救急疾患の診断、治療及び臨床研究に関すること。

集中治療科部

- (1) 小児の重篤な疾患及び病態の集中治療及び臨床研究に関すること。
- (2) 集中治療室の管理運営に関すること。

手術・麻酔科部

- (1) 小児患者の麻酔の施行及び術後管理並びにそれらの臨床研究に関すること。
- (2) 手術室及び回復室の管理運営に関すること。

免疫・アレルギーセンター

- (1) 小児のアレルギー疾患の診断、治療及び臨床研究に関すること。
- (2) 小児の感染症疾患の診断、治療及び臨床研究に関すること。
- (3) 小児疾患の予防、早期診断及び早期治療並びにそれらの臨床研究に関すること。

内科部

- (1) 小児の腎疾患の診断、治療及び臨床研究に関すること。
- (2) 小児の内分泌代謝疾患の診断、治療及び臨床研究に関すること。
- (3) 小児の神経疾患の診断、治療及び臨床研究に関すること。

外科部

- (1) 小児の外科疾患及び皮膚疾患の診断、治療及び臨床研究に関すること。
- (2) 小児の整形外科疾患の診断、治療及び臨床研究に関すること。
- (3) 小児の形成外科疾患の診断、治療及び臨床研究に関すること。
- (4) 小児の泌尿器疾患の診断、治療及び臨床研究に関すること。

脳神経外科部

小児の脳神経外科疾患の診断、治療及び臨床研究に関すること。

小児心臓病センター

- (1) 小児の循環器疾患の診断、治療及び臨床研究に関すること。
- (2) 小児の心臓外科疾患の診断、治療及び臨床研究に関すること。

産科部

産科の診断、治療及び臨床研究に関すること。

新生児科部

新生児疾患の診断、治療及び臨床研究に関すること。

耳鼻いんこう科部

小児の耳鼻咽喉疾患の診断、治療及び臨床研究に関すること。

眼科部

小児の眼疾患の診断、治療及び臨床研究に関すること。

歯科口腔（くう）外科部

小児の歯科疾患及び口腔（くう）外科疾患の診断、治療及び臨床研究に関すること。

放射線科部

放射線による診断及び臨床研究に関すること。

中央検査部

- (1) 放射線による撮影検査に関すること。
- (2) 臨床医学的検査に関すること。
- (3) 血液の管理に関すること。
- (4) 臨床工学機器の運転及び管理に関すること。

看護部

患者の看護に関すること。

薬剤部

- (1) 調剤及び製剤に関すること。
- (2) 薬剤部の保管に属する医薬品及び衛生材料の出納に関すること。
- (3) 薬学的情報の管理及び提供に関すること。

(4) 薬学的検査及び研究に関すること。

診療支援部

- (1) 小児の精神疾患、心身症及び思春期特有の疾患の診断、治療及び臨床研究に関すること。
- (2) 小児疾患に関する検査、訓練及び指導に関すること。
- (3) 療養環境の整備に関すること。
- (4) 退院調整及び在宅療養上の支援に関すること。
- (5) 医療社会事業に関すること。

臨床研究室

- (1) 臨床研究の実施に関すること。
- (2) 臨床研究の支援に関すること。

医療安全管理室

- (1) 医療安全管理に関すること。
- (2) 医療事故への対応並びに再発防止策の策定及び周知に関すること。
- (3) 医療安全に関する職員の教育及び研修に関すること。
- (4) 医療安全管理体制の整備に関すること。
- (5) 医療安全管理指針の策定及び見直しに関すること。
- (6) 院内感染の実態調査及び分析並びに感染拡大防止対策の策定に関すること。

保健センター

- (1) 小児疾患に関する予防、診断及び治療についての調査研究に関すること。
- (2) 小児保健に関する知識の普及並びに相談及び指導に関すること。

4 事務部の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

管理課

- (1) 文書及び公印の管守に関すること。
- (2) 職員の人事及び福利厚生に関すること。
- (3) 予算、会計及びその他庶務に関すること。
- (4) 建物、附属設備及び物品の保安全管理に関すること。
- (5) 小児疾患に関する技術者の研修に関すること。
- (6) その他他の部、免疫・アレルギーセンター、小児心臓病センター、臨床研究室、医療安全管理室及び保健センター並びに事業課の主管に属しないこと。

事業課

- (1) 経営分析及び経営改善の推進に係る総合調整に関すること。
- (2) 電子計算機による総合的な医療情報処理に関すること。
- (3) 外来患者の受付に関すること。
- (4) 患者の入退院に関すること。
- (5) 診療報酬に関すること。
- (6) 診療記録の整理保存に関すること。
- (7) 入院患者の給食に関すること。

5 総合診療科部の各科の分掌事務は、次のとおりとする。

総合診療科

小児疾患の総合的な診断、治療及び臨床研究に関すること。

救急科

小児の救急疾患の診断、治療及び臨床研究に関すること。

6 集中治療科部の集中治療科においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 小児の重篤な疾患及び病態の集中治療及び臨床研究に関すること。
- (2) 集中治療室の管理運営に関すること。

7 手術・麻酔科部の麻酔科においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 小児患者の麻酔の施行及び術後管理並びにそれらの臨床研究に関すること。
- (2) 手術室及び回復室の管理運営に関すること。

8 免疫・アレルギーセンターの各科の分掌事務は、次のとおりとする。

アレルギー科診療科

- 小児のアレルギー疾患の診断、治療及び臨床研究に関すること。
- 感染症科診療科
小児の感染症疾患の診断、治療及び臨床研究に関すること。
- 予防診療科診療科
小児疾患の予防、早期診断及び早期治療並びにそれらの臨床研究に関すること。
- 9 内科部の各科の分掌事務は、次のとおりとする。
- 腎臓科診療科
小児の腎疾患の診断、治療及び臨床研究に関すること。
- 内分泌代謝科診療科
小児の内分泌代謝疾患の診断、治療及び臨床研究に関すること。
- 神経内科診療科
小児の神経疾患の診断、治療及び臨床研究に関すること。
- 10 外科部の各科の分掌事務は、次のとおりとする。
- 小児外科診療科
小児の外科疾患及び皮膚疾患の診断、治療及び臨床研究に関すること。
- 整形外科診療科
小児の整形外科疾患の診断、治療及び臨床研究に関すること。
- 形成外科診療科
小児の形成外科疾患の診断、治療及び臨床研究に関すること。
- 泌尿器科診療科
小児の泌尿器疾患の診断、治療及び臨床研究に関すること。
- 11 脳神経外科部の脳神経外科診療科においては、小児の脳神経外科疾患の診断、治療及び臨床研究に関する事務をつかさどる。
- 12 小児心臓病センターの各科の分掌事務は、次のとおりとする。
- 循環器科診療科
小児の循環器疾患の診断、治療及び臨床研究に関すること。
- 心臓外科診療科
小児の心臓外科疾患の診断、治療及び臨床研究に関すること。
- 13 産科部の産科診療科においては、産科の診断、治療及び臨床研究に関する事務をつかさどる。
- 14 新生児科部の新生児科診療科においては、新生児疾患の診断、治療及び臨床研究に関する事務をつかさどる。
- 15 耳鼻いんこう科部の耳鼻いんこう科診療科においては、小児の耳鼻咽喉疾患の診断、治療及び臨床研究に関する事務をつかさどる。
- 16 眼科部の眼科診療科においては、小児の眼疾患の診断、治療及び臨床研究に関する事務をつかさどる。
- 17 歯科口腔（くう）外科部の歯科口腔（くう）外科診療科においては、小児の歯科疾患及び口腔（くう）外科疾患の診断、治療及び臨床研究に関する事務をつかさどる。
- 18 放射線科部の放射線科診断科においては、放射線による診断及び臨床研究に関する事務をつかさどる。
- 19 中央検査部の各室の分掌事務は、次のとおりとする。
- 放射線検査室
放射線による撮影検査に関すること。
- 臨床検査室
(1) 臨床医学的検査に関すること。
(2) 血液の管理に関すること。
- 臨床工学室
臨床工学機器の運転及び管理に関すること。
- 20 薬剤部の薬剤科においては、次の事務をつかさどる。
- (1) 調剤及び製剤に関すること。
(2) 薬剤部の保管に属する医薬品及び衛生材料の出納に関すること。

- (3) 薬学的情報の管理及び提供に関すること。
 - (4) 薬学的検査及び研究に関すること。
- 21 診療支援部の心療科及び各室の分掌事務は、次のとおりとする。
- 心療科
- (1) 小児の精神疾患、心身症及び思春期特有の疾患の診断、治療及び臨床研究に関すること。
 - (2) 小児疾患の心理指導に関すること。
- 診療支援室
- (1) 小児疾患に関する検査、訓練及び指導に関すること。
 - (2) 療養環境の整備に関すること。
- こども家族医療支援室
- (1) 退院調整及び在宅療養上の支援に関すること。
 - (2) 医療社会事業に関すること。
- 22 保健センターの保健室においては、次の事務をつかさどる。
- (1) 小児疾患に関する予防、診断及び治療についての調査研究に関すること。
 - (2) 小児保健に関する知識の普及並びに相談及び指導に関すること。
- 23 中央検査部の放射線検査室の放射線検査科及び臨床検査室の臨床検査科の分掌事務は、次のとおりとする。
- 放射線検査科
- 放射線による撮影検査に関すること。
- 臨床検査科
- (1) 臨床医学的検査に関すること。
 - (2) 血液の管理に関すること。
- 24 診療支援部の診療支援室の各科の分掌事務は、次のとおりとする。
- 言語聴覚科
- 小児疾患の言語聴覚訓練に関すること。
- 視能訓練科
- 小児疾患の視能訓練に関すること。
- リハビリテーション科
- 小児疾患の理学療法及び作業療法に関すること。

第4章 職制

(病院事業次長)

第8条 本庁に病院事業次長を置く。

2 病院事業次長は、事業庁長を補佐する。

(本庁の職員の職及びその職務)

第9条 法令に特別の定めがあるものを除くほか、次の表の組織欄に掲げる本庁の組織にそれぞれ同表の職名欄に掲げる職員の職を置き、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。

組織	職名	職務
課	課長	事業庁長の命を受け、課の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
課	担当課長	上司が命ずる事務を掌理する。
課	課長補佐	課長を補佐し、及び上司が命ずる事務を処理する。
課	主任専門員	上司が命ずる専門事項に関する事務を処理する。
課	主査	上司が命ずる事務を整理する。
課	主任	上司の命を受け、事務をつかさどる。
課	主事	上司の命を受け、事務に従事する。
課	技師	上司の命を受け、技術に従事する。

(県立病院の職員の職及びその職務)

第10条 法令に特別の定めがあるものを除くほか、次の表の組織欄に掲げる県立病院又はその組織にそれぞれ同表の職名欄に掲げる職員の職を置き、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。

組織	職名	職務
がんセンター	総長	事業庁長の命を受け、がんセンターの所掌する事務を掌理し、職員を指揮監督する。
精神医療センター	院長	事業庁長の命を受け、精神医療センターの所掌する事務を掌理し、職員を指揮監督する。
あいち小児保健医療総合センター	センター長	事業庁長の命を受け、あいち小児保健医療総合センターの所掌する事務を掌理し、職員を指揮監督する。
がんセンター	副総長	総長を補佐する。
がんセンターの病院	病院長	上司の命を受け、病院の事務を掌理する。
がんセンターの研究所	研究所長	上司の命を受け、研究所の事務を掌理する。
がんセンターの病院	副院長	病院長を補佐する。
精神医療センター	副院長	院長を補佐する。
研究所	副所長	研究所長を補佐する。
あいち小児保健医療総合センター	副センター長	センター長を補佐する。
あいち小児保健医療総合センター	保健センター長	上司の命を受け、保健センターの事務を掌理する。
部（精神医療センターの事務部を除く。）	部長	上司の命を受け、部の事務を掌理する。
外来化学療法センター	外来化学療法センター長	上司の命を受け、外来化学療法センターの事務を掌理する。
サルコーマセンター	サルコーマセンター長	上司の命を受け、サルコーマセンターの事務を掌理する。
リスク評価センター	リスク評価センター長	上司の命を受け、リスク評価センターの事務を掌理する。
がんゲノム医療センター	がんゲノム医療センター長	上司の命を受け、がんゲノム医療センターの事務を掌理する。
個別化医療センター	個別化医療センター長	上司の命を受け、個別化医療センターの事務を掌理する。
地域医療連携・相談支援センター	地域医療連携・相談支援センター長	上司の命を受け、地域医療連携・相談支援センターの事務を掌理する。
緩和ケアセンター	緩和ケアセンター長	上司の命を受け、緩和ケアセンターの事務を掌理する。
分野	分野長	上司の命を受け、分野の事務を掌理する。
バイオバンク部門	部門長	上司の命を受け、バイオバンク部門の事務を掌理する。
免疫・アレルギーセンター	免疫・アレルギーセンター長	上司の命を受け、免疫・アレルギーセンターの事務を掌理する。
小児心臓病センター	小児心臓病センター長	上司の命を受け、小児心臓病センターの事務を掌理する。
精神医療センターの事務部	事務長	上司の命を受け、事務部の事務を掌理する。

看護部	副部長	部長を補佐する。
がんゲノム医療センター	がんゲノム医療センター副センター長	がんゲノム医療センター長を補佐する。
個別化医療センター	個別化医療センター副センター長	個別化医療センター長を補佐する。
緩和ケアセンター	緩和ケアセンター副センター長	緩和ケアセンター長を補佐する。
免疫・アレルギーセンター	免疫・アレルギーセンター副センター長	免疫・アレルギーセンター長を補佐する。
小児心臓病センター	小児心臓病センター副センター長	小児心臓病センター長を補佐する。
課	課長	上司の命を受け、課の事務を掌理する。
科	科長	上司の命を受け、科の事務を掌理する。
室・科	医長	上司の命を受け、室又は科の事務を掌理する。
室	室長	上司の命を受け、室の事務を掌理する。
事務部	主幹	上司が命ずる事務を掌理する。
ユニット	ユニット長	上司の命を受け、ユニットの事務を掌理する。
精神医療センターの事務部	事務長補佐	事務長を補佐し、及び上司が命ずる事務を処理する。
課	課長補佐	課長を補佐し、及び上司が命ずる事務を処理する。
室	室長補佐	室長を補佐し、及び上司が命ずる事務を処理する。
県立病院	主任専門員	上司が命ずる専門事項に関する事務を処理する。
看護部	主任看護師長	上司の命を受け、特に院長等が命ずる事務を処理する。
研究所のユニット又は室	主任研究員	上司の命を受け、特にユニット長又は室長が命ずる事務を処理する。
県立病院	主査	上司が命ずる事務を処理する。
県立病院	専門員	上司が命ずる専門事項に関する事務を整理する。
看護部	看護師長	上司の命を受け、特に院長等が命ずる事務を整理する。
県立病院	主任	上司の命を受け、事務をつかさどる。
県立病院	主事	上司の命を受け、事務に従事する。
県立病院	技師	上司の命を受け、技術に従事する。

- 2 前項に規定するもののほか、事業庁長は、県立病院に次の表の職名欄に掲げる職を置くことができ、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。

職名	職務
看護手	上司の命を受け、病室等の清掃、使達等看護の補助的業務に従事する。
庁務員	上司の命を受け、庁務に従事する。
見習員	上司の命を受け、技術の見習いの業務に従事する。

- 3 前2項に規定するもののほか、事業庁長は、臨時又は特別な事務を処理させるため、県立病院又はその組織に必要な職を置くことができる。

(職務代理)

第11条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第13条第1項の規定により事業庁長の職務を代理する上席の職員は、病院事業次長とする。

- 2 次の表の左欄に掲げる県立病院の長に事故があるときは、それぞれ同表の右欄に掲げる職にある

者（当該職にある者が複数である場合にあっては、それらの者のうち事業庁長があらかじめ指定する者）が、その職務を代理する。

県立病院	職務代理者
がんセンター	病院長
精神医療センター	副院長
あいち小児保健医療総合センター	副センター長

3 前項に規定する職務代理者に事故があるときは、事業庁長が命ずる職員がその職務を代理する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月29日病院事業庁管理規程第5号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月30日病院事業庁管理規程第21号）

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年2月10日病院事業庁管理規程第1号）

この規程は、平成18年2月16日から施行する。

附 則（平成18年3月31日病院事業庁管理規程第4号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日病院事業庁管理規程第1号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月28日病院事業庁管理規程第3号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日病院事業庁管理規程第4号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月30日病院事業庁管理規程第1号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年9月28日病院事業庁管理規程第9号）

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日病院事業庁管理規程第1号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日病院事業庁管理規程第4号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日病院事業庁管理規程第1号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年6月28日病院事業庁管理規程第10号）

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日病院事業庁管理規程第2号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年6月27日病院事業庁管理規程第19号）

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日病院事業庁管理規程第2号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年2月19日病院事業庁管理規程第1号）

この規程は、平成28年3月1日から施行する。ただし、第6条の見出し及び同条第1項、第10条第1項の表並びに第11条第2項の表の改正規定は、同年2月22日から施行する。

附 則（平成28年3月29日病院事業庁管理規程第16号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日病院事業庁管理規程第3号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日病院事業庁管理規程第6号）
この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日病院事業庁管理規程第5号）
この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日病院事業庁管理規程第1号）
この規程は、令和2年4月1日から施行する。